

環境局リサイクル推進課の回答

(回答聴取日H22.4.12 AM10:30)

(担当者：遠藤課長，藤田，伊藤)

(質問1)

平成19年度の包括外部監査において「(株)仙台市環境整備公社の委託業務は、仙台市と1年ごとの特命随意契約にて更新が行われており、その都度委託料が契約担当課との交渉のもとに決定される。この際の決定額は、市の契約担当課の積算額に導かれる形で決まるとされ、委託料決定の主導権は、市側にある状況となっている。このため公社においては、特に必要コストの積上げ計算などはせず、これまでの契約額の傾向値をベースに契約担当課の主導の下で交渉に臨む状況となっている。」と指摘されています。この指摘は正しいと御認識されたのでしょうか。正しくないということであればその理由をご教示下さい。平成19年度の包括外部監査では上記の指摘を踏まえ「これらの観点から、公社へ発注する業務の委託料決定方針を検討すると、契約額の客観性を示すため、公社側の実際の事業遂行コストを把握して契約額に反映することが重要になると考えられる。少なくとも契約における積算内訳と公社での実績値を比較検討し、次の積算に生かす工夫が必要となる。この際、公社の事業遂行が効率的、経済的に実施されているかどうか、具体的な確認作業も当然必要となる。」と指摘されていますがそこに指摘されている「積算に生かす工夫」「具体例の確認作業」を行ったのでしょうか。行った場合はその時期と内容、行われなかった場合はその理由をご教示下さい。

(回答)

- ・ H19年度の包括外部監査の結果を受けて、H20年度からは内訳書の提出を求めている。
- ・ 「内訳書」は契約締結後に提出されている。(よって今回の請求に対しては開示していない)
- ・ 内訳書にはリサイクル推進課が独自に積算した積算書のような細かい内訳は記載されていない。
- ・ 契約金額を決める前に公社から内訳のついた見積書を提出させることはしていない。最終の金額のみ提示させている。

(質問2)

資料1の1の伺い文の(3)見積依頼書(資料2の1)に添付されている積算資料(資料2の2~4)は、誰がいつ何のために作成したものなのでしょうか。環境局以外の者が作成したとすれば作成者名、環境局に提出した時期、提出手続きをご教示下さい。

(回答)

- ・ 積算資料の作成者はリサイクル推進課。
- ・ 環境整備公社の提示する見積金額が契約予定金額より低ければ契約をし、高ければ再度提出させる。

(質問3)

資料2の2,同2の3に記載されている選別課長単価の1日当たり労働単価33,866円の正当性を裏付ける資料が(株)仙台市環境整備公社から提出されているかどうか、あるいは口頭で説明されているか否か。資料の提出、口頭の説明がされている場合はその内容をご教示下さい(資料については任意提出をお願い

致します)。

(回答)

・課長の労働単価はリサイクル推進課が独自に算定したものであり、積算資料は公社には渡っていない。

(質問4)

資料2の4の缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務物件費の各支出の積算根拠を示す資料が(株)仙台市環境整備公社から提出されているかどうか、あるいは口頭で説明されているか否か。資料の提出、口頭の説明がされている場合はその内容をご教示下さい(資料については任意提出をお願い致します)。

(回答)

・物件費の積算根拠を示す資料は公社から提出されていない。予定価格を出すためにリサイクル推進課が独自に策定した資料に基づき積算した。

(質問5)

「缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務委託」が随意契約でなければならない理由があればご教示下さい。

(回答)

・随意契約でなければいけない理由は決算文書(資料1の1)にある1-(4)随意(特命)契約理由のとおり